

平成27年度 大阪府流入車規制立入検査 実施方針

1 立入検査の趣旨

大阪府では、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第3章第3節第1款の規定に基づき、トラックやバス等の運行に関する規制（以下「流入車規制」という。）を実施しています。

条例では、第40条の14第1項に規定する対象自動車（以下「対象自動車」という。）の運行を行う者、荷主等、旅行業者、施設管理者、対象自動車の販売業者や賃貸業者に対してそれぞれが果たすべき義務を課しており、大阪府では、流入車規制の実効性を高めるため、条例第105条第6項の規定に基づき、これらの者に対する立入検査を実施します。

事業所の種類ごとに、規模や対象自動車の台数等に応じて検査の対象となる事業者の要件を定め、その要件に該当する事業者（以下「対象事業者」という。）について、平成27年度からの3年間で少なくとも1回は立入検査を行うこととし、平成27年度は下記のとおり実施します。

2 立入検査の実施内容

(1) 対象自動車の運行を行う者への立入検査（条例第105条第6項第1号）

対象自動車を運行する者が、車種規制適合車等（以下「適合車」という。）の使用義務と適合車等標章（以下「ステッカー」という。）の表示義務を遵守しているかどうかを検査します。

検査は、次の2通りの方法により実施します。

(1)-1 施設等における自動車の検査【年間50回、検査台数5,000台程度】

港湾、空港（2ヶ所）、鉄道貨物駅（3ヶ所）、トラックターミナル（3ヶ所）、中央卸売市場（4ヶ所）、多数の対象自動車が入り出る観光施設その他の施設、公共・民間の工事現場等において、これらの施設等を利用（発着）している自動車について検査を行います。

加えて、対策地域である37市町の協力を得て、当該市町の公共施設等を利用（発着）している自動車についても検査を行います。

検査項目は、次の2点で、施設等を発着する自動車の車番（ナンバー）を記録し、写真を撮影します。

- ① 施設を発着している自動車が適合車であるか
- ② ステッカーが車体の所定の位置に表示（貼付）されているか

(1)-2 特定運送事業者への立入検査

対象自動車を運行する者のうち、措置を行っていることの報告（措置の報告）を毎年府に行うことが義務付けられている「特定運送事業者（※）」のうち、府

内に使用の本拠を有する対象自動車の台数が150台以上の者を対象事業者として検査を行います。【年間20者程度】

さらに、前回の立入検査において改善を指導した特定運送事業者については、改善結果を確認するため、検査を行います。

検査項目は、次の2点です。

- ① 自ら運送する際に適合車を使用しているか。
- ② 他の運送事業者に委託して運送する際に適合車が使用されるように措置しているか。

※ 条例第40条の14第3項で規定する「特定運送事業者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ・ 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、第2種貨物利用運送事業、旅客自動車運送事業のいずれかを経営する者であって、その所有又は使用する対象自動車のうち府内に使用の本拠の位置を有するものの台数が30台以上であるもの
- ・ 第1種貨物利用運送事業を経営する者であって、資本金の額等が3億円を超え、かつ、府内に事業所を有するもの

(2) 荷主等への立入検査（条例第105条第6項第2号）

自己の事業に関し対策地域内の自己の事業所等を発着地として貨物等を他者に委託して運送させる者、又は自己の事業に関し購入・借入れ・譲受けする物品を運送させる者（以下「荷主等」という。）への立入検査を行い、適合車の使用のための措置を実施しているかどうかを検査します。

荷主等のうち、措置を行っていることの報告（措置等の報告）を毎年府に行うことが義務付けられている「特定荷主等（※）」のうち、府内に建物の延べ面積及び敷地面積の両方が3万平方メートルを超える事業所を有する者（学校法人を除く。）を対象事業者として検査を行います。【年間40者程度】

さらに、前回の立入検査において改善を指導した荷主等については、改善結果を確認するため、検査を行います。

検査項目は、次の2点です。

- ① 契約書等で貨物等運送業者に対して適合車の使用を求めているか。
- ② 適合車が使用されたかどうかを確認し、その結果を記録し、3年間保存しているか。

※ 条例第40条の14第5項に規定する「特定荷主等」とは、次の者をいう。

荷主等のうち、継続的に又は反復して貨物等を他の者に委託して運送させ、又は購入等をする物品を運送させる者であって、資本金の額等が3億円を超え、かつ、府内に建物の延べ面積が1万平方メートルを超える事業所又は敷地面積が3万平方メートルを超える事業所を有する者

(3) 旅行者への立入検査（条例第105条第6項第3号）

府の区域内に営業所を有する旅行者（以下「旅行者」という。）への立入検査を行い、適合車の使用のための措置を実施しているかどうかを検査します。

旅行者のうち、措置を行っていることの報告（措置等の報告）を、毎年府に行うことが義務付けられている「特定旅行者（※）」については全てを対象事業者として検査を行います。【年間20者程度】

また、特定旅行者以外の旅行者についても、一部の事業者について検査を行います。【年間10者程度】

さらに、前回の立入検査において改善を指導した旅行者については、改善結果を確認するため、検査を行います。

検査項目は、次の2点です。

- ① 契約書等で旅客運送業者に対して適合車の使用を求めているか。
- ② 適合車が使用されたかどうかを確認し、その結果を記録し、3年間保存しているか。

※ 条例第40条の14第7項に規定する「特定旅行者」とは、次の者をいう。

旅行者であって、その業務の範囲が第一種旅行業務である者

(4) 施設管理者への立入検査（条例第105条第6項第4号）

上記(1)-1の検査に併せて、港湾（2ヶ所）、空港（2ヶ所）、トラックターミナル（3ヶ所）、中央卸売市場（4ヶ所）、観光施設のバス駐車場等の施設管理者への立入検査を行い、適合車の使用について利用者に周知を行っているかどうかを検査します。

(5) 随時立入検査の実施

府民からの通報や措置等報告書の内容の確認その他必要に応じ、対策地域内において非適合車の発着が行われている等のおそれがあると認められる場合には、上記(1)から(4)の者等への立入検査を随時行います。

3 立入検査の結果に基づく指導・処分・罰則

立入検査により、適合車等の使用義務違反やステッカーの表示義務違反、旅行者・荷主等による適合車等の使用のための措置の未実施等（以下「違反等」という。）を確認した場合は、対象自動車の運行者、荷主等、旅行者に対して、口頭又は文書による改善指導（行政指導）を行います。

改善指導に従わず違反等を度重ねる者に対しては、条例の規定に基づき、義務の履行の命令や氏名等の公表を行い（行政処分）、さらに当該命令に違反する者に対しては、罰則規定の適用に向け警察等への手続を行います。

4 立入検査に関する公表

立入検査の有効性を確保するため、検査の実施場所や日時等は原則として公表しませんが、上記2に記した立入検査のうち(1)-1の施設等における自動車の検査については、流入車規制の一層の周知等を目的に、6月の「環境月間」と12月の「大気汚染防止推進月間」の期間中に実施する検査について、その実施予定場所・日時と検査の結果を、ホームページや報道資料提供により公表します。

また、当該年度における立入検査全体の検査結果の概要については、翌年度にホームページにおいて公表します。

<参考> 過去の立入検査における違反事例

過去の立入検査において、以下の項目についての違反が比較的多く見られたので、特にご注意願います。

<対象自動車の運行者>

- ・ ステッカーの交付申請をしていない
- ・ ステッカーの交付を受けているが、車体外側の所定の位置に表示(貼付)していない(車内等に置いている)

<旅行業者、荷主等>

- ・ 適合車等が使用されたかどうかを確認した結果を記録していない
- ・ 記録を3年間保存していない